

大分県報

令和二年
第一二四号
七月十七日

（金曜日）

目次

規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正……………一

告示

大規模小売店舗に係る告示……………一
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出……………二
警察本部訓令……………三

規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年七月十七日

大分県規則第五十七号

大分県知事 広 瀬 勝 貞

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年大分県規則第七号）の一部を次のように改正する。

附則第七項各号列記以外の部分及び第一号中「規定による」を削り、同項第二号中「百分の五」を「負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日（以下「災害発生の日」という。）における法定利率」に改め、附則第八項中「当該障害補償年金前払一時金」を「当該障害補償年金前払一時金」に、「百分の五」を「災害発生の日における法定利率」に改め、附則第十四項各号列記以外の部分及び第一号中「規

定による」を削り、同項第二号及び附則第十五項中「百分の五」を「災害発生の日における法定利率」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、令和二年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 適用日前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定による障害補償年金及び遺族補償年金の支給の停止については、なお従前の例による。

告示

大分県告示第四百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。
令和二年七月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 大規模小売店舗の新設に関する届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス明野店

大分市明野北五丁目千六百八十一番八十四 外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（一）大規模小売店舗を設置する者

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横 山 英 昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

（二）大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横 山 英 昭

令和二年七月十七日

大分県報（規則・告示）

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和三年二月二十五日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千二百三十三平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

建物敷地内 三十三台

(二) 駐車場の位置及び収容台数

駐輪場No.一 建物南側 五台

駐輪場No.二 建物敷地南側 七台

駐輪場No.三 建物西側 二十一台

合計 三十三台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

建物南側 三十一・五平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内東側 十・八九立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後十時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二箇所 出入口No.一 建物敷地西側

出入口No.二 建物敷地南側

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

二 届出年月日

令和二年六月二十四日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

2 縦覧期間

令和二年七月十七日から同年十一月十七日まで

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年十一月十七日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年七月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス中津中殿店

中津市中殿町三丁目二番一 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

エムエル・エステート株式会社

代表取締役 石 山 博 英

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 芳 野 秀 俊

変更後 代表取締役 石 山 博 英

4 変更の年月日

令和二年四月一日

二 届出年月日

令和二年七月二日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和二年七月十七日から同年十一月十七日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年十一月十七日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第32号

警察本部
警察学校
警察署

警察車両運転技能検定等に関する訓令（平成13年大分県警察本部訓令甲第19号）の一部を次のように改正する。

令和二年七月十七日

大分県警察本部長 竹 迫 宜 哉

第2条第2項第2号中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改める。

第4条の見出し中「検定」を「検定等」に改め、同条第1項中「適性」を削り、同条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する検査のほか、別に定める職員については、運転に関する適性の検査を実施するものとする。

第6条第2項を削る。

第10条第1項後段を削る。

第11条第1項中「次条第1項」を「第4条第3項に規定する職員以外の職員及び次条第1

項」に改め、同条第2項中「職員」の次に「（第4条第3項に規定する職員以外の職員を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和二年七月十七日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行前に、この訓令による改正前の警察車両運転技能検定等に関する訓令（以下「旧訓令」という。）第4条第1項に規定する検査を受検した職員で、運転に関する適性の検査の結果が検定級位の合格基準に達しなかったものに係る旧訓令第6条第2項に規定する検査を受検することができない期間については、なお従前の例による。